

韓国における「民族」概念の成立

朴賛勝

はじめに

本論文は、韓国史において「民族」概念がどのように形成されてきたのかについて、その過程を整理したものである。韓国で「民族」概念が具体的に形成されるのは近代以後のことで、近代初期には「民族」の他にも「同胞」や「国民」、「人民」などの様々な用語が競い合っていた。したがって、「民族」概念の形成問題を整理するには、まずこれらの語の用例を比較し検討する必要がある。ただ、この問題に関しては先行研究があるので、ここでは主に「民族」という語に焦点を合わせる¹こととする。

ところで従来の「民族」概念に関する先行研究では、朝鮮時代の「民族」概念に類似する用語の有無、近代以降「同胞」という語を経て「民族」概念が定着する過程、「民族」という語に対する理解、「民族」が「国民」よりも際立って多く使われた理由などについては十分に検討されてこなかったと思われる。このことから本稿では、『皇城新聞』や『大韓毎日申報』などの新聞の論説を考察し、当時の韓国で「民族」概念がどのような過程で受容され、定着していったのか、そして「民族」概念がなぜこの時期に広がったのかを重点的に検討したい。

1 朝鮮時代における「族類」「同胞」概念とその範疇

韓国の種族は中国の種族とは異なるアイデンティティを持つという認識は、朝鮮初期から確実にあった。成宗の時代に梁誠之は、「朝鮮が自身の声教を持ったのは、言語が中国と通じないだけでなく、習俗もやはり違うからである」と述べ²、朝鮮は中国とは言葉も習俗も異なる国であることを指摘した。

このような自身のアイデンティティの確認は、「東国」という、中国とは「別の国家」

1 「国民」「民族」「同胞」などの概念に関しては、次の論著がある。月脚達彦「甲午改革の近代國家思想」『朝鮮學報』172、朝鮮學會、1999年；權用基「『獨立新聞』に見える「同胞」の検討」『韓國思想史學』12、韓國思想史學會、1999年；白東鉉「日露戰爭前後の「民族」用語の登場と民族認識」『韓國史學報』10、高麗史學會、2001年；Andre Schmid. *Korea between Empires 1895-1919*. Columbia University Press, 2002；グォンボドレ「「同胞」の歴史的經驗と政治性——『獨立新聞』の記事分析を中心に」『近代啓蒙期の知識概念の受容とその変容』ソミョン出版、2004年；金東澤「『國民須知』から見える近代「國民」」同書、2004年；バクノザ「開化期の國民談論とその中の他者たち」同書、2004年。

2 『成宗實錄』成宗12年10月17日。

を歴史の中で長年維持してきたという意識のほかにも、中国人や倭人とは種族として異なるという意識とも関連がある。このような意識を表す単語が、「族類」または「同胞」である。

1-1 朝鮮時代における「族類」の用例

中国において、今日の「民族」に似た意味で使われていた単語は「族類」である。「族類」という語は、すでに『尚書』に見られる。『尚書』（巻一）には「帝曰 吁咈哉 方命圯族 戻也 方命負命也 族類也 圯族敗類也」と記され、『周易経伝集解』（巻七）にも、「異体為配、同体為宗、異類為配、同類為宗、宗也者、其族類也」との記録が見られる。概して、同族（一家）・群れなどの意味で使われたようである。ところが、『周官総義』（巻二）の「或為戎狄之民 非我族類 何以置於宿衛之列」、および『後漢書』（巻一〇四下）の「蛮夷戎狄 将有讓之言 況我族類 而不痛心邪」などの記録では、「蛮夷戎狄」とは区別される「我族類」と言っている。古代中国で使われた「族類」という語は、今日で言えば、ethnos (ethnic groups) にあたる概念を持っていたのではないかと思われる。一方「族」という語も、同じような用例で多数使われた。

「族類」とは、文字通り同じ「族」の群れ、すなわち同族を意味する。正宗の時、朴錫明は、『春秋』であえて中華と夷狄とを区別した理由は、私たちの族類でなければその心は必ず異なるため、華夏が乱される恐れがあるからです（「謹華夷之弁者 以其非我族類 其心必異 萌猾夏之階也」と述べた³。この「私たちの族類でなければその心は必ず異なる」（「其非我族類 其心必異」）という文言は、その後、仁祖の代まで頻繁に用いられた。例えば世宗は、「野人たちが帰順してきたら、礼儀として手厚く待遇すべきだが、私たちの族類ではないため、その心は必ず異なるはずだから、その帰附の心をそのまま信じて出入りを自由にするわけにはいかないだろう」と述べた⁴。成宗の時、朝廷では、帰化した女真族のギムダンダム（金丹多茂）らが内地に移って暮らすことを許可すべきか否かという問題で議論していた。この時、李克培は、「蛮夷は私たちの族類ではなく、その心は必ず異なるはずです。より厳格に処するべきところ、どうして内地に入れ、わが民（吾民）と一緒にできますか」と反対した⁵。世宗の時、都承旨（主席秘書官）を務めた安崇善も、「（女真族は）私たちの族類でないため、その心は必ず異なるはずだから、その帰順の心のみを信じて、出入りを自由にするわけにはいかない」と述べた⁶。このように、「私たちの族類でなければその心は必ず異なる」（「非我族類 其心必異」）という言葉は、朝鮮前期において、野人たちを区別する際に頻繁に用いられた。

「私たちの族類」でないのは、野人、すなわち女真族だけではなかった。「倭人」たちも、「私たちの族類」ではなかった。世宗の時、朴訔と許稠は国王に捧げた啓文の中で、「倭人

3 『定宗實錄』 定宗 1 年 7 月 10 日。

4 『世宗實錄』 世宗 16 年 1 月 12 日。

5 『成宗實錄』 成宗 18 年 11 月 21 日。

6 『世宗實錄』 世宗 16 年 1 月 12 日。

は私たちの族類ではないので、ソウルや慶尚道、全羅道にまとまって住まわせることは望ましくない。ゆえにばらばらに、辺境に住まわせるようお願いしたい」と上申している⁷。また世祖の時、司憲府の掌令であった権衝らは上疏において、三浦の倭人は「私たちの族類ではないから」、彼らを同じ土地に住まわせる必要はないと述べた⁸。中宗の時代の記録を見れば、琉球の人々に対してもやはり、「私たちの族類ではない」と区別している⁹。

このように、朝鮮初期から「族類」は、「野人」「倭人」と朝鮮の人々を区別するために用いられた語であった¹⁰。このような用例は、朝鮮王朝実録によれば、仁祖の時代まで見られるものである。しかし、それ以後は、外部の民族との葛藤がある程度解消されたためか、このような用例は見られなくなる。代わりに、同じ親族、あるいは同じ群れという意味での「族類」という単語が散見されるのみとなる¹¹。

以上から、朝鮮前期から中期において、「族類」という語は今日の ethnos と類似した意味で使われたと考えられる。ここで注目すべきは、朝鮮人と女真族・倭人などの外部の民族を区別する際、主に「族類が異なる」と表現されたことである。すなわち、外部民族との境界を設けるために族類という単語が使われたことがわかる。言い換えれば、「族類」は他の種族との境界を作ることで、自らの種族のアイデンティティを確認しようとする態度を表す語であったと言える。

1-2 朝鮮時代における「同胞」の用例

「同胞」という単語は朝鮮王朝実録のあちこちに見られ、二つの意味で使われている。つまり①同じ親から生まれた兄弟や姉妹、②国王の恩恵を受けるすべての民という意味である。

①の意味での用例を挙げてみよう。世宗の時代、姫が世を去った時、王世子は祭文に、「同胞の情が切実で、心がなぐさめられながらも、涙だけがこぼれ落ちる」と記した¹²。しかし、①の用例は多くは見られない。

「同胞」という語は、主に②の意味で使われたようである。「民」という意味の「同胞」は、本来、張載の『西銘』に見られる「民は私の同胞で、万物は私と一緒にである」（「民吾同胞 物吾与也」）という言葉から引用されたものである。この言葉は朝鮮時代に経筵（王のための経書や史書の講義）の教材として使われた朱子の『近思録』に収載され、朝鮮の国王や官僚たちがこれを引用しながら、国王は民衆を同胞のように思って寛大な政治を施さねばならないと言ったのである。

まず、朝鮮前期に使われた「同胞」の用例を挙げれば、次のとおりである。

7 『世宗實録』世宗1年7月6日。

8 『世祖實録』世祖3年7月13日。

9 『中宗實録』中宗39年3月29日。

10 「族類」という語は、高麗時代あるいはそれ以前から使われていた可能性がある。

11 『英祖實録』英祖49年5月2日、『正祖實録』正祖20年3月27日。

12 『世宗實録』世宗6年3月4日。

願わくは、殿下は万物を生かす心を見習い、同胞の義理で民をお思いになり、どうか寛大な心で罰をおやめになってください。(李彦迪の上書より)¹³

東銘と西銘は貴重な文だ。「民」は私の同胞で、万物は私と一緒にある」との言葉はまさに、民の飢えは私の飢えであり、また民の震えは私の震えであるということであり、きわめて深く、切実である。(明宗の言葉)¹⁴

以上の文章などから、「同胞」は、「国王の同胞としての民」という意味で主に使われていたことがわかる。

朝鮮前期に比べ、朝鮮後期には「同胞」という言葉がより多く使われるようになる。この時期にも「同胞」は、基本的には治者の愛恤の対象としての意味を持っていた。宣祖は江原道の水害で死亡した人々に対し、「皆が私の同胞民であるから、死亡した場合にも、まったく同等の礼をもって祭祀を執り行わねばならない。ある人には執り行い、他の人には執り行わないのは穏当でない」と言った。¹⁵

「同胞」という語を特に好んで使ったのは、英祖である。英祖は地方の官吏たちに、百姓を「同胞」と思い、いたわるべきことを何度も言い聞かせた。例えば、「私の民が飢え、さらにぼろぼろの服を着ている。こんな厳冬雪寒の中、どうして生きていけようか。このことを考えたら眠れず、真夜中に起きて欄干に出て言う。ああ、道臣と守令は私のこの心を理解し、同胞を保護し、心を尽くして救済し、このような真夜中に頼む私の心にそむかないでくれ」と言っている。¹⁶英祖はまた、「陶淵明は守令の時、この同胞の心構えで統治した。ああ、我が民はまさに昔から愛恤していた赤子である」といい、愛恤の民としての同胞を強調している。¹⁷

朝鮮後期に「同胞」の意味はさらに拡張されていく。その例を挙げよう。英祖 26 年の時、英祖は儒生たちを集めて、以下のように戸布制が実施されるよう、彼らを説得した。

君たちは儒生に戸錢を賦課すべきでないと思うだろうが、上の三公から下の士庶人に至るまで、役は平等でなければならない。また民は私の同胞なので、民と一緒になければならない。君たちからすると百姓と君らとはまったく違うかもしれないが、私からすると皆が私の赤子である。ゆえに彼此間にどうして愛憎を違えることができようか。¹⁸

13 『中宗實錄』中宗 34 年 10 月 20 日。

14 『明宗實錄』明宗 10 年 9 月 27 日。

15 『宣祖實錄』宣祖 38 年 8 月 21 日。

16 『英祖實錄』英祖 23 年 12 月 26 日。

17 『英祖實錄』英祖 38 年 4 月 2 日。

18 『英祖實錄』英祖 26 年 7 月 3 日。

英祖は「上の三公から下の士庶人に至るまで、役は平等でなければならない」と、両班であろうが平民であろうが皆国王の同胞であるから皆戸銭を出さねばならないと主張したのである。

ところが、このような「同胞」の使い方をしたのは国王だけではなかった。宣祖の時、弘文館の副提学を務めた李廷馨らは、「民は王さまの赤子でありながら、私たちの同胞である」(「民者 君之赤子也 我之同胞也」)¹⁹ と言い、官僚の中からも、民を自分たちの「同胞」とする人々が現れ始めた。

では、「同胞」という概念には、すべての階層の人々が含まれていたのだろうか。一応、両班と平民は皆含まれていたようである。前述の英祖の例からもわかるように、英祖は良役変通の議論の際、両班の儒生らに「君たちからすると百姓と君らとはまったく違うかもしれないが、私からすると皆が私の赤子である」と言っている。²⁰ だからこそ、「良民」の苦役を減らすためには良役変通が必要であると強調していた。

それでは、賤民たちは「同胞」に含まれたらどうか。純祖1年、内奴婢と寺奴婢の廃止の際、国王の綸音は直接この問題に言及している。大提学の尹行任が書いたように、綸音は、「君王は民に臨んで、貴賤も内外もなく、すべて等しく赤子と思わねばならないのに、「奴」や「婢」を区別してどうして愛する同胞であると思えようか」と言い、内奴婢3万6千人余り、寺奴婢2万9千人余りの人々を皆良民にするよう指示した。²¹ 内奴婢・寺奴婢の解放を指示した文章ではあるが、奴婢もまた、「愛する同胞である」と言及していることは注目すべきである。

以上の「同胞」の用例の検討から、「同胞」が最初は愛恤の対象としての民の意味で主に使われていたことがわかる。しかし徐々に水平的な意味の同胞、すなわち内部的な同質性を持つ民の意味で使われるようになった。前述の「族類」が自民族と外部民族とを区別するための用語であったとすれば、「同胞」は内部の同質性をより強調するために使われた語であったといえよう。

1-3 1890年代後半以降の「同胞」概念の拡大

1890年代後半、独立協会運動期に入って「同胞」という用語はより広く使われ始めた。²² 協会が発行した『独立新聞』には、「全国の同胞兄弟」という言葉が頻繁に出てくる。当時この言葉は、「全国の人民」とともによく用いられた。「国民」という語ははまだ一般化されておらず、「人民」や「民」が優勢であった当時、「同胞」も、引き続き使われていたのである。

ところで、この時期の「同胞」の用例には、平等の概念が取り入れられつつあった。例えば、京城学堂における光武協会の演説会で、ある講演者は「今日この席から判断するに、

19 『宣祖實錄』宣祖27年5月27日。

20 『英祖實錄』英祖26年7月3日。

21 『純祖實錄』純祖1年1月28日。

22 この部分に関する叙述は、権用基の前掲論文、グォンボドレの前掲論文に依拠している。

会員および傍聴の方々は、風俗上の上下貴賤にかかわらず、みな等しく敬礼しあい、差別なく接している。これこそがまさに同胞兄弟間の愛し合う美しい姿であろう」と述べた²³のである。『独立新聞』の論説も、同胞という単語に言及して「士農工商のすべての同胞」と記し、階級や階層を超越した同胞の概念を用いている²⁴。

もはや「同胞」は、単純に国王の恩恵を受ける民を指すのではなく、「2千万人の同胞が皆忠愛の目的を持つ人々」などの表現に見られるように、歴史の主体という認識が徐々に²⁵ではあるが広がりつつあった。『独立新聞』はある論説で、「私たち同胞は連日我が国の独立を願い、口先だけでなく自ら行動する。神さまがくださった身と心は無駄にしないで常に活発に働き、また世間体を気にすることなく与えられた仕事は募軍であれ大臣役であれ一心に力を尽くして行うべきだ」と述べている²⁶。ここで同胞は、啓蒙の対象ではなく、開化の主体として強調されている。

同胞という語は、徐々に大衆の間でも一般化されつつあった。例えば金徳九という人物の葬儀を報じた記事には、「大小人民が皆、その柩車を肩に担いで大声で歌った。「ああ、我が同胞たちよ。忠君愛国を忘れるな。大韓の義士の金徳九さんは国のために働き、同胞を愛して正しい義理によって死んだのだ。そんな義理堅いことがまたどこにあるか」と書かれており、一般の人々が「同胞」という言葉を使っていたことがわかる²⁷。

一方、「同胞」は「四海同胞」という脈絡で使われる場合もあった。例えば『独立新聞』のある論説は、「天下の万国が通商する時代になり、四海の百姓がすべて同じ同胞なのに」と述べている²⁸。このように、この時期に「同胞」という用語は、その意味を変化させながら、同時に使用される範囲を拡げつつあったといえる。

2 大韓帝国における「民族」概念の受容

2-1 日本・中国における「民族」概念の受容

東洋において、「民族」という語は、主に近代以降に用いられるようになった。西洋の nation を翻訳する過程で、「民族」という用語が誕生したのである。もちろん、それまでの中国の文献に「民族」という単語が皆無だったわけではない。しかし、それは決まったグループを成す人々（すなわち民族）の共同体を示す言葉であった。代表的な資料は、6世紀の『南齊書』列伝三十五「高逸伝、顧歆伝」の中にある「今諸華士女 民族不革 而露首偏踞 濫用夷礼」である。その内容は、士大夫やその子孫まで、中国北朝の異民族の風俗に染まっている、というものである。中国の四庫全書から「民族」という語を検索して

23 『独立新聞』光武2年（1896）2月19日、「日曜日京城学堂での光武協会の演説」。

24 『独立新聞』光武2年（1896）7月11日、「恩典引用」。

25 権用基、前掲論文、254-55頁。

26 『独立新聞』光武2年（1896）7月15日、「独立の上策」。

27 『独立新聞』光武2年（1896）4月7日、「雑報：義理堅い父喪」。

28 『独立新聞』光武2年（1896）10月5日、「論説」。

も、それが一つの単語として使われた例はほとんど見当たらない。わずかに『剡源文集』に、「天下之民族 亦無別生分類」という例が見られるが、これもただ「民の群れ」という程度の意味にすぎない。

近代に入り、東洋で「民族」という語を初めて使用した国は日本である。フィリップ・ホアン (Philip C. Huang) によれば、1872年に加藤弘之がブルンチュリの本を翻訳して『国法汎論』の書名で発行したが、この中でブルンチュリの state、volk、nation の概念を、それぞれ国家、国民、民族という語で説明した。²⁹ ホアンによれば、中国の梁啓超は、加藤の「民族」の語をそのまま受け入れたそうである。梁啓超が「民族」という単語を初めて使ったのは、1899年「東籍月旦」という文章であったという。³⁰

梁啓超はまた、1903年に書いた「政治学大家伯倫知理之学説」の中で「後民族」という言葉を好んで使ったが、彼はこの論文で、ブルンチュリの「国民」と「民族」に関する学説を、次のように紹介している。

ブルンチュリは、学者が国民と民族を度々混同し、間違った使い方をしていると指摘した。彼は民族の定義に関して、「民族とは民俗・沿革・所生の結果である。民族は8つの重要な特質を持つ。①最初から同じところに居住し（同居しなければ同じ風俗を作りにくい。同じ民族であっても、各地に分散して居住していたり、異民族が1ヶ所に雑居したりする場合もある）、②最初から同じ血統で（民族の歴史が古い場合、他民族を吸収したり、互いに同化し合ったりして、同一の血統ではなくても同じ民族になる場合もある）、③その肢体や形象が同じで、④その言語が同じで、⑤その文字が同じで、⑥その宗教が同じで、⑦その風俗が同じで、⑧仕事が同じである。この8つの条件が揃えば、他民族とは一定の間隔を維持しつつ、次第に一つの特定の団体を形成するようになり、固有の性質を持つようになって、これが子孫にも伝わるようになる。これを指して民族と言う」と述べている。³¹

引き続き梁啓超は、ブルンチュリの「国民」概念に関しても説明している。彼によれば、国民に関しては二つの学説があり、一つは国民を人格でとらえる説で、他は一つの法律団体（法人）として考える見方である。しかし彼は、「国家が完全に統一されて恒久的な一つの共同体になるためには、必ず国民活動の精神に頼ってこれを満たさねばならず、したがって国民はすなわち国家であり、国家がなければ国民もない」とし、実際に国家と国民は一心同体であると言っている。梁啓超は、「民族とは一つの言語、風俗を持ち、同一の精神と性質を持って、その共同体意識が徐々に発達して建国の序を成すものである。だが、

29 Philip C. Huang, *Liang Ch'i-chao and Modern Chinese Liberalism*. Seattle: University of Washington Press, 1972, pp. 56-64. (Andre Schmid『帝國、その間の韓国』ヒューマニスト、2007年、677頁参照)

30 白永瑞「中国の国民国家と民族問題——形成と変容」『近代国民国家と民族問題』智識産業社、1995年、86頁参照。

31 梁啓超『飲水室文集』下、廣智書局本、1905年、「學説」141頁。

連合して一国を建国できなければ、結局人格にも法律団体にもなれないため、民族といえども国民とはいえない」とまとめている。すなわち民族は、国家を立てればこそ国民になることができ、そうでなければ国民にはなれないというのである。³²

彼はまた、1902年に書いた「論民族競争之大勢」の中で、西欧における民族主義と帝国主義の勃興の過程について詳しく説明している。西洋で民族主義が力を発揮するようになったのは400年前からであり、その原因として、封建制時代は分土分民（分権化）して、同じ民族であっても別々の国に住んだり、同じ国にいても違う民族であったりしていたが、封建制の弊害が明らかになるに伴い、民が自立を求めて群れを成し、この過程で民族の境界が作られるようになり、同族同士は融和して集まり、異民族とは互いに反発するようになったと説明している。そして、他民族の鉗制（拘束）と抑圧を受けてきた者たちは粉骨碎身して独立をはかり、ドイツやイタリアは同じ民族を集めて新しい国を建て、ハンガリーは異民族であったオーストリアから分離したのがその著しい例であると説明している。³³

2-2 韓国における「民族」概念の受容

韓国の知識人が「民族」という言葉を受容したのは、『皇城新聞』や『大韓毎日申報』などの言論を通してであった。韓国で「民族」という言葉が初めて使われたのは、現時点では1900年と確認されている。1900年1月12日付の『皇城新聞』には、「東方民族」という語が登場しているが、これは白人との対比で、すなわち「人種」(race)と同じ意味で使われたようである。³⁴

グオンボドレの研究によれば、『大韓毎日申報』には「民族」という単語が1906年に26回、1907年に47回、1908年に139回、1909年に126回登場している。³⁵ところで当時『大韓毎日申報』や『皇城新聞』上での「民族」という言葉は、一部「人種」の意味で使われたものもあったが、ほとんどの場合は加藤弘之、そして梁啓超が定義した「民族」(nation)の意味で使われていた。

「民族」という言葉が『大韓毎日申報』に初めて登場したのは1906年のことである。『大韓毎日申報』に掲載された「痛哭弔韓国之民」という論説には、当時、内部大臣の李址鎔を批判して、「悲しい。私は内部大臣とは何の関係もなく、個人的な恨みがあるわけではないが、彼は自身の過ちを悔やむどころか、全く改善の兆しが見られず、権力に任せてあたりはばかり専横を極め、結局、宗社を転覆させ、民族を滅亡させるに至った」と書かれている。³⁶『大韓毎日申報』はこの論説で初めて「民族」という語を使っている。以

32 同前。

33 梁啓超『飲水室文集』上、廣智書局本、1905年、「時局」1頁。

34 白東鉉、前掲論文、163頁。

35 グオンボドレ「近代初期の「民族」概念の変化——1905-1910年『大韓毎日申報』を中心に」『近代啓蒙期の知識の屈折と現実的深化』ソミョン出版、2007年、58頁。

36 『大韓毎日申報』1906年8月7日、「論説：痛哭弔韓国之民」。

後、「民族」はたびたび登場し、1907年以降、本格的に使われるようになった。

3 『皇城新聞』『大韓毎日申報』における「民族」概念

3-1 「民族」の起源と構成

「民族」という言葉は、1907年2月、国債報償運動の開始とともに、頻繁に登場するようになった。大邱にある広文社社長の金光済と徐相敦が『大韓毎日申報』に寄稿した国債報償運動の趣意書の中に、「民族」という単語が見える。しかしそれは、「日本民族」と「越南民族」を指すものであった。³⁷このような意味での表現は、その後あちこちで見られるようになる。例えば、「三韓民族」³⁸「大韓民族」³⁹「東国民族」⁴⁰などである。また「朝鮮族」という表現もあった。これらは、イタリア族、チュートン族 (Teutonique)、スラブ族、漢族、匈奴族、ツングース族などに対し、我が民族の呼称をどのようにすべきか検討する過程で提案されたものであった。⁴¹多くの呼称の中で、最も頻繁に使われたのは「大韓民族」であった。このような「民族」概念は、前述の、梁啓超の「民族」概念の影響を受けたものであったと言える。『大韓毎日申報』は1908年に「民族と国民の区別」という論説を載せているが、その内容は次のとおりである。

同じ血統を持ち、同一の土地に住み、同じ歴史を持ち、同じ宗教を信じ、同じ言語を使ってこそ民族と言えるのであって、国民は、このようには解釈できないものである。国民とは、その血統・歴史・居住・宗教・言語が同一であるほか、同じ精神を持ち、同じ利害を感じ、同じ行動をするものであり、その内部の組織が一体の骨格のようであり、その対外的精神が一營の軍隊のようであるからこそ国民と言えるのである。⁴²

すなわち、民族は同一の血統・歴史・居住・宗教・言語があれば構成されうるが、国民はこれらに加えて精神・利害・行動などが等しい場合にのみ構成されうるというのである。ところで、上記の論説は梁啓超の「政治学大家伯倫知理之学説」(1903年執筆)の一部である「論国民与民族之差別及某關係」という項目をほとんど引用したものである。前述のように梁啓超は、ブルンチュリの学説を借りて、民族を地理・血統・形質・言語・文字・宗教・風俗・経済生活の共通性を持つ集団と規定していた。梁啓超の民族概念は、今日の民族形成に関する多くの理論に照らせば、原初主義的な民族論にあたる可言えよう。原初主義的な民族論は、民族の形成過程における「原初的な基盤」と集団内で共有される「文

37 『大韓毎日申報』1907年2月21日、「雑報：國債1千3百万円報償趣旨」。

38 『大韓毎日申報』1908年7月28日、「論説：韓人可教不可教に対する一論」。

39 『大韓毎日申報』1908年8月5日、「論説：名節書感」。

40 『大韓毎日申報』1908年8月29日、「讀史新論」。

41 『大韓毎日申報』1910年5月11日、「寄書：我族の族名」。

42 『大韓毎日申報』1908年7月3日、「民族と国民の区別」。

化的な基盤」を強調する理論である。「原初的な基盤」とは共通の親族・先祖あるいは彼らの信仰や集団の歴史的な視点を象徴するものであり、「文化的な基盤」とは宗教・言語・習俗などの文化的な特徴を意味するものである。上記の『大韓毎日申報』の論説で使われた「民族」概念も、結局はこの範疇に属するものと言える。

では、当時の言論は、血統・歴史・居住・宗教・言語などを共有する「大韓民族」の起源をどこに探し、どのように構成されたものと考えていたのであろうか。1908年の『皇城新聞』は、この問題について、次のように説明している。

ああ、我が民族は檀君あるいは箕子の子孫にふさわしく、忠誠心に厚く、善良で慈しみ深い品性を持つはずなのに、どうして今日に至ってこれほどまで人心が墮落したのであろうか。⁴⁴

ああ、私たち大韓の三千里の江山は皆白頭山の支脈であり、2千万の民族は皆檀君の子孫であり、(中略)私たち大韓民族は皆同胞兄弟で、平和な時は外国の侵略を受けないために、却って互いに愛することを忘却し、私利私欲で競争し合い、互いにねたみ互いに傷つける悪事を繰り返し、団結の力が全く見られない。⁴⁵

上の文章では、「我が民族は檀君あるいは箕子の子孫」と明記されている。また、血統と気質、そして生死榮辱と利害関係を共にしてきた同胞兄弟として説明されていることがわかる。

『大韓毎日申報』も、「我韓は4千年以来の民族であり、これを遡及すれば皆檀君と箕子の子孫であり、その枝は数万に上るが根は一つである。同胞の称号は当然である」と書いている。⁴⁶ 前の『皇城新聞』と同じ内容で、韓民族は皆檀君と箕子の後裔でその根は一つであるから「同胞」という呼称がふさわしいというのである。『大韓毎日申報』に寄稿された「我族の族名」という文でも、我族は「明明白白に固有の同系同種の族が亜細亜の東北に起こって次第に東南に進出したもの」と述べられている。⁴⁷ いわゆる「単一民族」説と言えよう。

しかし当時は、単一民族説だけがあつたわけではなかった。申采浩は「読史新論」で、「東国民族は、鮮卑族・夫余族・支那族・靺鞨族・女真族・土族の6種に大別でき」とした。彼はこの中で、「形質的、精神的に他の5種を征服及び吸収して東国民族を存続させてきたのは実に夫余族であり、ゆえに凡そ4千年の東国の歴史は、夫余族の盛衰消長の

43 Anthony D. Smith / 姜哲求訳『国際化時代の民族と民族主義』明鏡、1996年、58-60頁。

44 『皇城新聞』1908年3月12日、「根本的な改良」。

45 『皇城新聞』1908年3月13日、「凡今之人は莫如兄弟」。

46 『大韓毎日申報』1910年6月22日、「國民の責任」。

47 『大韓毎日申報』1910年5月11日、「寄書：我族の族名」。

歴史」であると主張した。⁴⁸すなわち、六つの種族が集まって東国民族を形成したが、そのうち夫余族が中心となったというのである。

3-2 「民族」内部の平等意識

ところで、「近代民族」の形成問題を論ずる際、いわゆる「前近代の民族」あるいは「民族体」の段階には、民族内部の平等に関する認識があったかという問題が提起される場合が多い。大韓帝国の末頃に「民族」を論じていた人々は、果たして民族内部の「平等」に関する認識を持っていたのであろうか。

ある日本の留学生は、1907年5月13日付『皇城新聞』に投稿した文で、「今日このような目にあい、我が民族の老若男女は怒りと悔しさを感じ、天と地に折り固有の国民性を発揮し厳正なる大義を闡明すべきであるにもかかわらず、三千里にいたる我が国土でこれを叫んで先頭に立つ者は誰なのか。四方を見渡しても、いずこも静かで誰も何も言わない。ああ、我が同胞よ、君たちはみな土や木で作られた人形なのか。今の情勢をここに知らせるに、青年同胞は深く洞察したまえ」と述べており、⁴⁹民族と同胞を同一に使っていたことがわかる。そして、運動に参加する人々は、老若男女を問わず「我が民族」と設定されている。

これは「同胞」という語を使う場合も同じであった。例えば、「人はみな、頭は丸く、足は長く生まれてくる。目が二つ、腕が二本あるのも同じである。人が空と地の間に立ち、禽獣より賢いことは、我が同胞男女皆同じであり、私たち平等な種族すべてが同じである」とし、⁵⁰男女皆を同胞と呼び、種族内部の平等を強調している。さらに、あえて奴婢を釈放して我が同胞にしなければならないとも主張していた。すなわち、奴婢制度は人民の平等自由の権利を剝奪したものであり、相互敬愛すべき同胞の徳義に背馳するものであると主張したのである。⁵¹ここで奴婢は当然のように「同胞」の範疇に含まれている。この論説は、今日の韓人は尊卑貴賤を問わず皆他人（他国）の奴婢になったとしながら、この状況から解放されるためには、まず内部の奴婢を解放させるべきことを主張したのである。⁵²以上の考察からわかるように、当時「民族」について論じた人々は、「同胞」という概念を借りて、老若男女、両班－平民－奴婢の差別のない、民族内部の平等が必要であるという認識を確かに持っていたと言える。

3-3 「民族」の役割

それではこの時期、「民族」は具体的にどのような意味を持っていたのであろうか。まず、「民族」は国家を構成する主体として説明されている。例えば、『大韓毎日申報』は、

48 『大韓毎日申報』1908年8月29日、「讀史新論」。

49 『皇城新聞』1907年5月13日、「講告我同胞青年：在日本留學生 李在寅」。

50 『皇城新聞』1908年2月12日、「論説：奴婢を宜乎釋放」。

51 同前。

52 同前。

「大抵の国はいわゆる一つの大きな家」として、「東西に並ぶ各国はみなその民族の家であり、ゆえに民族が国を失うこととはまさに家を失うことであるから、その国を保持することが家を守ることになる。大韓帝国も⁵³ 亜細亜の東方に立てられた一つの大きな家であり、まさに大韓民族の家である」と述べた。

1907年4月26日および5月6日付の論説では、「我が同胞よ。2千万の民族の精神で国防の整った国家、文明の進んだ国、富強国を作るにあたり守るべきは他でもない。私たちの領土と家と国、我が国の国粹である」と主張された。⁵⁴ このように、「同胞=民族」は国家を構成する主体として把握されていた。

ところで、国家を構成する主体の概念としては、「民族」のほかに「国民」もあった。1905年から1910年の間には、「民族」より「国民」が優先的に用いられていた。しかし時がたつにつれ、「民族」の使用回数が増えていく。前述のように、梁啓超は「民族」を、言語や精神、性質が同一の人々とみなし、その共同体意識が発達すれば建国に至ることができるが、連合して一国を成すに至らない段階では法人格にはなれないため、「民族」ではあっても「国民」とは言えないと指摘した。⁵⁵ これは、「民族」は国家を構成する主体にはなれるが、国家を構成したうえではじめて「国民」になれるという説明である。ところが、当時の大韓帝国は国権を失い、事実上うわべだけの国となっていた。したがって、「国民」も同じく形骸化した状況であった。「国民」の代わりに「民族」が新しく浮上した背景には、このような状況があった。

すなわち「民族」は、当時「国民」の代わりに国権回復の主体として設定されたのである。『皇城新聞』1908年4月10日付の次の論説は、このような点で重要である。

ああ、我が同胞よ、我々は、今は流離・漂迫し、海外に出て居留もする実情であるが、本来、檀君・箕子の神聖なる後裔にして忠孝の礼儀を教化された固有の民族である。互いにばらばらに散らばって団結できなければ、野蛮の指摘を免れることはできず、恥ずべきことではないか。まして今の時代に私たちに団結力がなければ、決して他民族の蹂躪を免れることはできず、徐々に消滅するしかないというのは、切ないことではないか。思うに、完全なる団結力を発揮して文明的な新大韓民族となり、壮健なる新大韓帝国の基礎を樹立することを私たちの希望とすべきである。⁵⁶

この論説は、「我が同胞」が「本来檀君・箕子の神聖な後裔で忠孝の礼儀の教化を受けた固有の民族である」ことを強調しながら、「文明的な新大韓民族」が、壮健なる新大韓帝国の基礎を樹立しなければならないと主張している。いまや「民族」は、国権回復と新国家建設の主体として設定されているのである。このような「民族」の意味の展開は、申

53 『大韓毎日申報』1909年5月13日、「國は即一大家」。

54 『皇城新聞』1907年4月26日、「論説：保守と改進」(続)。

55 梁啓超「政治學大家伯倫知理之學說」『飲氷室文集』下、廣智書局本、1905年、「學說」141頁。

56 『皇城新聞』1908年4月10日、「申告海港同胞」。

采浩の文章と推定される「20世紀の新国民」においてより明確に現れる。

今、韓国は三千里にいたる山河を持ち、その国土は広く、2千万の民族がおり、その国民の数は多い。そのような国民同胞が20世紀の新国民の理想と気力を奮い起こし、国民国家の基礎を固め、実力を培いながら世界の風潮にうまく対応して文明を発展させれば、東アジアにそびえ立つ強国の基礎を誇り、優に世界の舞台に飛躍して文明の旗を翻すことができる。ああ、同胞よ、どうして奮起せずにおれようか。⁵⁷

2千万の同胞、2千万の民族は新国民となり、新しい国民国家の基礎を堅める主体となるために奮起せねばならないというのである。申采浩は同胞＝国民＝民族という概念の延長線上で、新しい国民となり、新しい近代国家を立てることを提唱している。彼の「民族」は、以前の「民」とは厳然と異なる概念であると言える。それは、「近代民族国家」の主体としての「近代民族」、いわゆる nation であった。

民族はいまや、国権回復と近代国家樹立の主体として浮き彫りにされている。そしてこの課題を遂行するために、民族が備えるべき必須要件が生じた。それは、「朝鮮魂」による武装であった。この時期、『大韓毎日申報』や『皇城新聞』は「民族の魂」という言葉を頻繁に使っている。「大和魂」や、梁啓超が強調した「中国魂」などの影響で、1907年頃に「朝鮮魂」という言葉が登場したのである。「人の生死は魂の集合と散逸にあり、国の存亡は精神の有無にある」ため、「ここに敢えて一寸の舌で全国の人々に向かい声を大にして言うに、私たち朝鮮魂よ！」と叫ぶ心情から出たものという。⁵⁸「朝鮮魂」はしばしば、「国魂」または「民族の国魂」「国粹」とも表現された。下記の「民族」は、朝鮮魂あるいは国魂を持つ主体として設定されている。

世界の歴史を見ると、国を問わず、その国民の脳髓に国魂が堅固であればその国は強くその族属も栄え、国魂が衰退し摩滅すればその国は滅びその族属も消滅してきた。一個人の生命に喩えるならば、魂の有無でその生死が判断されるのである。(中略) 私たち大韓の歴史を見ても、高句麗時代には乙支文徳が数千の精鋭の兵士をもって百万の隋の大軍を皆殺しにして撃退し、楊萬春は小さな城であったにもかかわらず唐の大軍に抵抗して守り抜いている。我が民族の勇ましきは、天下無敵であった。その強壯な国魂が、なぜこうなったのか。悲しい。勇ましかった民族の国魂は、どこに行ってしまったのか。私たち大韓は建国4千年、民族は皆檀君と箕子の神聖な後裔である。その文化は倫理と道徳を尊重し義理を尊ぶ固有のものであり、4千年も伝わってきた朝鮮魂が、それほどたやすく消滅するわけがない。⁵⁹

57 『大韓毎日申報』1910年3月3日、「20世紀の新国民」。

58 『皇城新聞』1907年2月6日、「精神と感覺」。

59 『皇城新聞』1908年3月20日、「朝鮮魂が稍稍還來乎」。

いまや民族は、国魂で武装し、国権回復と近代国家樹立の主体として立たねばならないというのが、この時期の「民族」をめぐる議論の帰結である。

おわりに

中国ではすでに『尚書』時代に、「族類」という言葉で種族を区分していた。これは韓国にも影響を及ぼし、朝鮮王朝実録には、「族類」という語が頻繁に登場している。朝鮮での「族類」は、「我族」を女真族や倭人と区別する際に使う言葉であった。また朝鮮王朝実録には、「同胞」という語もたびたび登場した。「同胞」は本来血の繋がった兄弟姉妹を示す用語であったが、次第にその意味が広がってゆく。特に張載『西銘』からの「民吾同胞」という言葉を国王は好んで引用し、例えば民を愛恤の対象として呼ぶ時、あるいは一歩進んで両班などの支配層に戸布制の実施を要求する際に、「すべての民は私の同胞」というふうに使った。「同胞」という言葉は1890年代後半、独立協会運動以降に多く使われるようになり、その意味も広がっていった。特に当時の「同胞」は、単純に国王の恩恵を受ける民ではなく、歴史の主体として認識され、同胞内部の平等も強調されていた。

1906年以降は、「民族」という言葉が登場し始める。「民族」という語は、上古時代以来の中国では「民の群れ」くらいの意味で使われていたが、これを西洋の nation の意味で使い始めたのが日本であった。日本では1870年代初頭にすでに nation を「民族」と翻訳している。中国でもこれにしたがいが、梁啓超が1903年頃に自身の論文の中で「民族」と「国民」を区別してそれぞれの概念を定義していた。韓国では1906年以降、主に梁啓超の影響を受けて「民族」という語が使われ始め、「大韓民族」「朝鮮族」などの呼称が作られた。しかし、当時国内で「民族」よりも多く使われた語は「国民」であって、これは韓国人が「新国民」になるという切迫した目標から出たものであった。ところが1907年の下半期（高宗讓位）以後、大韓帝国は形骸化していき、「新国民」もまた期待しにくい状況となる。ここにおいて、国権回復と新国家建設の主体として新たに浮び上がった概念が「民族」であった。国家のない状況においても「民族」は生き残ることができ、また国権回復運動の主体にもなれるという見込みからである。このような過程で形成された「民族」概念は、その内部に平等主義的な要素を持ち、また近代国民国家の建設の主体として設定されたことから、「近代民族」、いわゆる nation の意味を持つようになったのである。植民地時代を通して、民族主義者たちは、「民族」を独立運動の主体、新国家建設の主体として設定した。

以上、韓国における「民族」概念の発展とその定着過程を考察してきた。この考察から、韓国における「民族」概念の確立は、20世紀初頭の韓国の歴史的な現実と密接な関連を持ち、したがって韓国的な特性を持つものであることが確かめられた。